

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第19回

【日時】2014年10月22日 19:00～21:00

【場所】野々市市役所201会議室

【参加者】

委員12名：池田、亥野、大島、大森、絹川、小竹、小松、中村、新美、林、藤田、谷内
(五十音順、敬称略)

ファシリテーター：森山奈美

アドバイザー：神谷浩夫

事務局5名：金場、栗山、中谷、舟崎、北

【欠席者】

小堀、村井、山岸、吉岡

1. 開会

栗山：定刻になりましたので、第19回野々市市まちづくり基本条例策定委員会を始めます。

本日は、小堀さん、村井さん、山岸さん、吉岡さんが欠席です。議事録全文と要旨、第18回の想定パブリックコメント一覧表を事前に郵送しました。本日、振り返りシートの他、昨日で締め切ったパブリックコメントを3人からいただいていますので、配布しています。それでは、森山さん、よろしくお願いします。

2. 第18回会議の振り返り、出されたパブリックコメントの確認

森山：皆さんこんばんは。パブリックコメントは昨日で締め切られましたが、意見が3件来ました。前は想定パブリックコメントと、それに対する回答をつくりました。今回は、最終的にどう修正するのかという最後の案を作ります。前回の想定パブリックコメントの一覧表と、実際に寄せられたパブリックコメントを確認します。2ページ目までが変更案も含めて1つの提案で、第5条についての責任感という文言のものは2つ目。3つ目が1条の1項に関してです。4つ目は、第2条の4項についてです。5つ目は、第5条の3項と第6条から10条に関して、まちづくりに伴う負担についての記述がきついという意見です。6つ目は、4ページ目の第2、5、6、8条に関して役割と責務に協働を位置づけたのは行政のみなので、市民や議会にも協働を入れてはどうかという意見です。7つ目は、第1条と18条に関して、条例の推進ではなく協働の実践というタイトルにしてはどうかという提案です。全部で項目は7つです。それでは、3グループで2つずつの項目を担当して議論しましょう。修正案が出たものは全員で議論しましょう。それでは、議題の確認をします。「協働」と「まちづくり」の定義が不明確で、それぞれの条文内での使い方を

整理したほうが良いという意見です。例えば、第1条の「協働のまちづくりを推進することを目的とします。」、第2条のまちづくりの定義で、「安全、安心で快適に暮らすことのできる地域社会をつくるためのあらゆる活動をいいます。」、協働の定義で「市民、議会及び行政が、住みよいまちづくりのためにお互いに役割と責務を果たし、相乗効果をあげながら、協力して取り組むことをいいます。」。また、まちづくりの基本理念では、「協力、連携をしながら協働により推進し」とよく似た言葉が並んでいます。定義では、まちづくりの定義と、協働の定義が含まれています。そして、目的は協働のまちづくりです。協働の定義の中には、「住みよいまちづくりのために」行うのが協働とあります。まちづくりの定義については、「快適に暮らすことのできる地域社会をつくるための活動」とあります。このコメントをくれた方が言うには、協働は手段で、まちづくりは目指す方向性だといっています。ですので、市民協働によるまちづくり推進指針としているのは、市民と行政が協働という手段を用いて、理想のまちづくりをすすめていくことを表していると思います。協働によるまちづくりという方が、手段と方向性が明確になるのではないかと、「協働のまちづくり」というよりも、「協働によるまちづくり」と表現した方が良いのではないかとということも含め、下記の修正を提案します。変更案は以下です。第1条の目的は「協働によるまちづくりを推進」を目的にします。その他の条文に協働のまちづくりと出て来る箇所もあるので、それはそれで検討する必要があります。次に、協働の定義を、「市民、議会及び行政が、お互いに役割と責務を果たし、相乗効果をあげながら、協力して取り組むことをいいます。」とありますが、「協力して」という言葉を「連携して」という言葉に変更してはどうかということと、「住みよいまちづくりのために」というのは、まちづくりをするための協働で、協働の中身がまちづくりとなってループしてしまうので、協働の定義からは削除して「相乗効果をあげながら連携する」という定義文にしてはどうかという提案です。また、まちづくりの部分「快適に暮らすことのできる」を「住みよい地域社会をつくるための活動をいいます。」で、「あらゆる」を削除です。「それぞれの役割と責務に基づき、協力、連携をしながら協働により推進し、」を「それぞれの役割と責務に基づき、協働により推進し、」にしてはどうかということです。「協力、連携」と言った上でさらに協働というと重複するので、「協力、連携」を削除してはどうかという意見です。ここまでで一つ目のパブリックコメントです。変更案そのままが良いということで異論はないでしょうか。議論することがないようなので、意見にもあるように、他の条文の「協働のまちづくり」もチェックしてみてください。第8条は、「行政は、協働によるまちづくりを推進します。」となりますが問題ありませんね。あとは何かありますでしょうか。

新美：第16条の2項があります。

森山：第16条の2項は、「議会及び行政は、政策の立案、市政運営の様々な過程において、広く市民が参加できる機会を提供し、協働によるまちづくりの推進に努めます。」で問題ありませんね。第18条も、「市民、議会及び行政は、この条例を遵守し、協働によるまちづくりの具体的な実践に努めます。」になります。ここまでよろしいでしょうか。言っていることはわからなくもないし、確かにすっきりして、ループが解消される気がします。

林：第4条の基本理念がすっきりしたので、ご指摘いただいております。

森山：より、シンプルに近づきましたね。それでは、指摘の通りとします。残っている項目を確認します。第5条の「責任」は「責任感」にした方が良いのではないかという意見があります。これに関連するのが、第5条の3項で、「まちづくりに伴う負担について必要に応じて分担します。」という強い表現になっているのはなぜか、具体的にはどういう負担を想定しているのかという質問です。これは前回会議の想定パブリックコメントで回答が出ましたね。この2つの質問に対しては、まとめて議論すれば良いと思います。次に、第2条の1項の市民の定義に関して、個人、非営利団体、営利企業である事業者などに分けてはどうかという質問です。さらに、市民活動に協力する意思のある事業者に関しては、「従業員が市民活動に参加する場合には、業務に支障がない範囲において支援するよう努める」と定めてはどうか、個人の時間は限られており、仕事・家庭・地域や学校で時間を配分しています。全体的に余裕がなくなっており、新たな活動をするためには、他の何かの時間を削る必要があり、優先順位が高くない活動には時間は配分されません。従業員の活動参加を支援することが事業者の間接的な社会貢献として認知されるようになれば、職場や社会全体として参加しやすい雰囲気が醸成されていくと考えます。（年次有給休暇の取得など）とあります。次に、第2条の4号のまちづくりの意味が広いという意見ですね。協働の目的として、行政では思いつかない活動や自主的なきめ細かい相互扶助活動なども明記してはどうかという意見です。5番目の意見は、第2条の6号とありますが、実際は第5条と6条に、協働を役割と責務に入れたのは行政のみですが、これを市民や議会にも入れてはどうかという提案です。6番目に、第1条と18条に関連して、タイトルを「条例の推進」ではなく、「協働の実践」としてはどうかという意見です。

3. 出されたパブリックコメントに対する議論

森山：6つの意見が出たので、2つずつグループごとに担当を決めて議論をしましょう。

藤田：第5条の1番についての、責任についての意見は、前回会議の想定パブリックコメントで決めたのではなかったのですか。

森山：これは前回話をしているので、議論する必要はないのではないかと思います。前回作った回答で良いのかということです。これでは言葉が足りないので、実際に回答する

ときは、「ご指摘の通りなので・・・」などと理由をつける必要があります。実際のパブリックコメントの回答は、以前作った回答案を基にして、行政にしてもらいます。

藤田：「責任」という言葉は強い表現だと言いますが、応分の負担をするから、皆が平等になるのだと思います。

森山：これは前回議論した想定パブリックコメントの一覧表の、C1とD7で回答が出ているものです。「協働の推進」という言葉を別の言葉に置き換えてはどうかということで、具体的な提案として、「協働の実践」で良いかという意見が出ていますが、これで良いかどうかを考えてみて下さい。第2条のB5は回答をつくる必要があります。1、2は2グループですね。3、4は1グループです。5、6は3グループです。

藤田：協働の実践と推進はどう違うのですか。

森山：条例の推進ということが協働によるまちづくりをすすめることです。ループを解消するという話です。

藤田：手段と目的が入れ替わっている感があるということは、この人の感じですよ。一つずつ日本語を確定してくれないと、結論をなかなか導けないです。法律文を書いたことがないので。

森山：これは前回も出ていた話ですね。何のためにこの条例を推進するのかというのは協働のまちづくりを推進するためです。協働のまちづくりを推進するためにはどうするかということですが、この条例を推進することであるということ。条例の推進のために定める条文ですが、条例の推進イコール協働の推進です。実践と推進を考えて相手に分かるように回答を作って下さい。

藤田：協働の実践とは、条例の推進があつてなので、条例と指針との上下関係の話に遡ります。

森山：条例の推進というタイトルを変えないのであれば、なぜ変えないのかを説明する必要があります。パブリックコメントをくれた人に対して、質問が間違っているとは言えません。

藤田：手段と目的が入れ替わっている感があるから第18条の協働の実践の方が良いということですよ。協働の実践とは何でしょうか。条例の推進ではないのかということ。森山：それではそう答えて下さい。条例の推進が、協働を推進することです。ですから、この

タイトルは「条例の推進」のままにすると答えれば良いと思います。条例の目的は定めてあるので、「条例を推進」イコール「協働を推進」につながると答えたらどうでしょうか。各グループの意見を発表する前に、まちづくりの範囲の話です。この条例の目指すところは、協働によるまちづくりと、市民、行政、議会による担い手の役割と責務を示す事です。市民主導、行政主導、協働とありますが、公共サービスの範囲の中で協働のまちづくり部分と、市民だけでやるまちづくりがあります。協働の指針が扱う範囲は限定されますが、わたしたちが条例で対象にする範囲は全てです。市民の役割を定義し、行政の役割を定義

し、協働とは何かも定義する必要があります。そして、この条例の目的が、市民と行政があつて、議会も含めた役割と責務を定めるというのは大丈夫ですね。協働によるまちづくりを目指すのは限定された部分だけになってしまうので、どうかという話が出ていました。

藤田：最初に定義した協働というのは、あくまでも共助という中の協働ですよ。「協働による」というのは、地域全体で生活する中のまちを目指すためのかざり言葉ですよ。まちづくりという言葉が主語です。

森山：「協働による」という言葉がないとおかしいということですね。「協働のまちづくり」だと限定されてしまいます。もう一つが、まちづくりの定義が「安心、安全で、住みよい」地域社会をつくるための、あらゆる活動の「あらゆる」という言葉が消えていました。この、「あらゆる」という中に、ここだけの活動という意味が込められている気がしたのです。協働だけとか行政の活動だけではなく、市民だけで行う活動もあるということを示すために、「あらゆる」は削らない方が良いのではないかと思います。

谷内：質問なのですが、自助の部分で、相互扶助活動はどうでしょうか。

森山：市民同士で助け合うことですね。そこが難しいところです。

谷内：相互扶助活動が自助だと、市民協働の範囲からはずれてしまうのではないのでしょうか。となると、「あらゆる」を消した方が良いのではないかと思います。

小松：1対1でお互いに助け合うこともあれば、法律的にある程度許されることもあります。町内会は違うかもしれませんが、「あらゆる」を入れることで理解されると思いました。

〈各グループで議論〉

森山：それでは、議論したことを発表していただきます。2グループから発表をお願いします。

中村：第5条で「責任を持ってまちづくりに取り組む」とあり、「責任」という言葉はきついで、「責任感」と入れてはどうかという意見に対し、指摘の通りなのでそのまま入れてはどうかという話になりました。次に、まちづくりに伴う負担について、「負担を必要に応じて分担」についての意見を言われた方が思っているのは、言葉の強い感じをやわらげたいという狙いがあったのかもしれません。また、今まで市民、議会、行政が出て、負担を分担すると書かれているのは実は市民だけなので、市民の中には議会も行政も含まれるというのも一つの回答かもしれませんが、市民の負担を皆で認識できるよう、「行政や議会とともに」という言葉を入れるというのが今の考えです。皆さんご存知のように、議会の役割と責務は、これだけは入れてほしいという意見を議会からもらっており、もういじりようがないことでもあります。各主体全てに負担に対する記述を入れるよりは、市民が主体なので、行政や議会の指示も仰ぎながら、行政や議会とともに、色んな人と一緒に全てをしましようという感じにするのが良いのではないかと思います。

森山：第5条の3項に入れると、市民の役割と責務について定めるところなのでぼやけますね。

何のためにまちづくりを伴う負担を分担するのかを書いたのでしょうか。私は、負担だとは思って欲しくはないですが、税金を払う事そのものが一つの負担だと思います。税金を使って、皆のための活動が行われていることを書くかどうかですね。

藤田：責任という言葉は、自分だけだという解釈ですよ。実際は、お金を皆で出し合って労働の時間を提供しています。それも私たちが選んだことです。

森山：自分たちが主体的にお金を出し合って公務員を雇って仕事をさせているという感覚が、どうしたら伝わるのでしょうか。これでは伝わらないのですよね。時間がある人しかできないということになります。

中村：負担という意味が、色々な意味が含まれていて曖昧です。

藤田：それを表現するには、ものすごく範囲が広い言葉になるので、曖昧な言葉でないと伝わらないと思います。ですから、応分の負担で十分伝える必要があります。条文を読んでもらう人には、意味を汲み取ってもらわなければなりません。

森山：そうすると、まちづくりに伴う負担という言葉になりますでしょうか。

林：「応分の負担」という言葉を消した方が良いと思います。

中村：「負担」の「負」という言葉が良くないのかもしれないですね。負の遺産とも言います。

森山：そうかもしれませんね。本来は、喜んで出すものではないのでしょうか。

中村：責任という言葉もまた違いますね。

亥野：タイトルは市民の役割と責務なので、負担という言葉は役割に変えてはどうでしょうか。

森山：役割という言葉を使うとまたループしますね。役割を担うという言葉にすると、負担よりはカッコ良いですね。まちづくりに伴う負担、まちづくりに伴う役割とは何でしょうか。

小竹：負担はこういうことで、役割はこういうことだという説明が必要になると思います。

森山：具体的にはどういう負担を想定しているか答えれば良いのではないのでしょうか。

藤田：「地域社会の一員として積極的に行動をし、まちづくりに伴う負担を必要に応じて分担」と条文案に全て書いています。言葉の一部だけを取り上げると意味がぼやけてしまいます。

森山：このパブリックコメントを出した人は、なぜこだけ強い表現になっているかと聞いているだけであって、表現を変えて欲しいと言っているわけではありません。

中村：要するに、強い表現にした意味を説明できれば良いということですね。

藤田：理由としては、市民が作った条例だからです。自分のポジションを明らかにするためには、自分達がリーダーシップをとっていく必要があるということです。

林：負担という言葉の一部だけを取り上げるからおかしくなるのではないのでしょうか。先ほど言われたように、市民が積極的にやっていくこと全部含めて一つの言葉なので、現行通りで良いと思います。

森山：このパブリックコメントでは、負担しますという言葉がなくせということを行っている

のではなく、強い表現の理由と、具体的などという中身かを答えてもらう形です。前回会議でも、負担についての議論は行ったので、そこから拾っていただきましょう。理由については、市民の策定委員会で作ったから、自分たちの役割を明確に定義したということをお答えしてもらいましょう。これでよろしいでしょうか。コメントを返すのは行政なので、伝わるように書いてもらいましょう。神谷先生はいかがでしょう。

神谷：東京大学の神野先生の言葉で、「お金のある人はお金を出す、お金のない人は労力、汗をかけ。労力のない人は知恵を出せ。」というような言葉がありました。地域において市民としての役割が全員にあります。負担の説明はそうすると納得されるかもしれません。

森山：ありがとうございます。次に、3グループから定義の議論の発表をお願いします。

谷内：第2条の1号の市民の定義について、「野々市市に居住している者及び野々市市に通勤し、又は通学している者並びに野々市市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいいます。」と、個人、団体、事業者全てが野々市市民であるところに定義されています。その後に次ぐ、会社員を支援する企業を増やしてほしいという文章だったのですが、事業者や事業所という文言を第5条の市民の役割のところに入れてしまうと、市民といいながら事業者の責務があると、事業者自身が支援で重複した表現になるので、逐条解説が必要だと思いました。事業者も市民だということがわかるように逐条解説をつけると良いのではということでした。次に第2条の4号、まちづくりの定義についてです。協働の目的として、「行政では思いつかない活動や、私的な、きめ細やかな」などと明記したらどうかということでした。先ほど議論していた部分ですが、「あらゆる」をとって、相互扶助活動をどこに入れるか、逐条解説等で明記すれば良いと思いました。これは自助に入ってしまうという気がしています。

森山：ありがとうございます。4号のまちづくりの定義については、「あらゆる」を削除という感じでしょうか。いきつくところは公助の話ですね。市民の個人同士が例えば、お互いに助け合うことや、そういう人がたくさんいるのでグループを作ってまとめるのは相互扶助です。協働の定義に書かれている事は、個人のここのような書かれ方をしています。

藤田：総合計画の24ページに、自分や家族のこと、サークル活動や地域行事などとなっているので、地域行事も入るとあります。ただし、市民主導としては、美化活動や地域防犯活動も入ると書いてあります。この間にはグラデーションがかかっており、公助にも共助にも表れるから、全体を統括しないと条例にはならないのです。行政が主導して、そういう活動をしなさいということもあるかもしれないし、NPO法人が自発的にやるかもしれないし、誰かが商売として活動するかもしれません。

森山：そうですね。行政が一つも入らなくても、皆のためになる活動はありますね。

小松：例えば美化活動にしても、町内会会議でやっているところにしても、市が主導する場合

もあります。そういう活動も市の主導でやっても、活動を行う単位は町内会ですよ。

藤田：おっしゃる要件は同じで、例えば、ごみを集めるのは町内会ですが回収は行政です。そうすると全てを包括しないといけないということですね。お金を払って、町内会の別の人がごみを集めてもらっても納得されるでしょうか。「あらゆる」という表現がなくても意味は通じるのかもしれませんが、その表現があることで穏やかに伝わります。

森山：「あらゆる」という言葉を削除したのは、相互扶助の話をわかりやすくするためですか。

谷内：「あらゆる」が、どういう活動か具体的にわからないので削除したいということでした。

藤田：このパブリックコメントを書いている人の言葉は、「まちづくりの意味がとても広いので、協働の目的として、行政では思いつかない活動や自主的なきめ細かい相互扶助活動等も明記してはどうでしょうか。」ということでした。「安全、安心で快適に暮らすことのできる地域社会をつくる」と、全て書いてあります。はお互い全てを包括します。

森山：まちづくりの定義の中に、相互扶助が入ると言うならば、協働の目的としてというところがひっかかるかもしれませんが、明確にはなると思います。どう明記するかは次の問題として出て来ると思いますが、今のままで全てが含まれているということです。今のままで、協働も相互扶助も含めて、まちづくりを定義しているという回答になるのでしょうか。「あらゆる」が入っていても同じです。議論の前に話していた、「快適に暮らすことのできる」か「住み良い」にするかどちらにするかはどうしますか。これは協働と合わせたらどうかという話が出ていましたね。

藤田：同じことだと思うのですが、このパブリックコメントを出した人の言おうとしている意味は、「快適に暮らす」という表現は飾り言葉でしかないので、それをどう解釈するのかという話です。表現を変えた方が、条例としてわかりやすく伝えられるならば、言葉の装飾が必要です。字数を減らすことを主体とするならば良いのですが、中学生でも読める条例ということが最初のテーマだったのではなかったでしょうか。

森山：一人目の方の意見は、意見通りと言っていました。採用するのは「協働によるまちづくり」という部分だけということでしょうか。協働の定義は、「相乗効果をあげながら、協力して取り組むことをいいます。」か、「連携して取り組むことをいいます。」です。

藤田：「互いに協力する」方が分かりやすいのではないのでしょうか。

森山：先ほど第4条で消したことが「協力、連携しながら」というところです。このパブリックコメントの意見を取り込むならば、「協力、連携しながら」となります。それが協働だと言え、第4条で削った部分を補うこととなります。協働に協力、連携することを定義しておけば、協働によりと言ったときに、協力と連携の意味も含まれます。置き換えではなく追加です。それでは、次のグループの発表をお願いします。

林：協働のまちづくりを役割と責務に入れたところで、行政に入っているが、市民や議会は

入れないのかという意見です。この答えとしては、第4条「まちづくりの基本理念」に協働により推進することが定められているので、現行通りとします。なお、第8条の行政の役割と責務の第1項「行政は協働によるまちづくりを推進します」を削除し、以下順次繰り上げるといのはどうでしょう。協働によるまちづくりと最初に言っているので、第8条にわざわざ入れるのは重複します。次に、「条例の推進」を「協働の実践」にするということでしたが、この条例は、まちづくりや協働も含め、あらゆる活動を実践、推進するため制定され、シンプルな条例を目指す主旨から、現行通りとしたいということです。

森山：「シンプルな条例を目指す」というくだりは不要で、その前の部分があれば大丈夫だと思います。協働の実践以外にもやることはありますね。ありがとうございました。皆さん、今日が最後の委員会だと知っていましたか。先ほどの議論を基にパブリックコメントを出して、必要な部分を変えるかどうか、今後の手順について事務局から説明をお願いします。

金場：昨日でパブリックコメントを締め切りまして、3つの意見について議論しました。検討結果に基づいて、条例を訂正すべきところ、委員会としての意見をいただきました。この意見を基に、条文案の修正をかけます。総務課の文書法規担当や、庁内の市民協働推進本部会議でも検討がなされている最中です。それによって、条文の修正がされる部分が出る可能性があります。パブリックコメントに対する回答はまだできないので、11月10日前後の条文案が固まった段階で最終案を作りたいと思います。最終案の参考資料として逐条解説をつくり、12月議会にかけます。12月議会に出すためには11月半ばまでの議案の提出が必要なので準備をすすめます。12月の初旬から20日までが議会なので、条例案が通りましたら、平成27年の4月から施行の準備を進めます。文書法規とのやりとりの中で、この条例の中に推進委員会を設置するという条文があるからには、この条例の施行と同時に、条例推進委員会が動かなければ、この条例の整合性がとれないということでした。推進委員会については、条例としなくても規則等でも定められますが、条例推進委員会の業務として、委員の皆様にも年明けにでも推進委員会で行うかを説明させていただくかもしれないということをご承知いただきたいです。条例推進委員会に関する規則をつくるたたき台をつくります。今後の予定は以上です。

森山：この回で当初の予定通り、パブリックコメントまでできましたが、条例の中に推進委員会のことを制定することになっているので、推進委員会をどのように設置するかを、規則として定める必要があるので、年明けに招集がかかるかもしれないということです。他に定めるということを書いてありますが、その他を同時にやる必要があるということだそうです。質問はありますか。

金場：最後に条文の修正案について確認してもよろしいでしょうか。一番最初の、「協働のまちづくり」を「協働によるまちづくり」に変更。その次に、第2条の6号で、「市民、議会

及び行政が住みよいまちづくりのために」は削除しないですね。

森山：1人目のパブリックコメントの部分で採用されたのは、「協働の」を「協働による」に変える部分だけです。

金場：第4条の「協力、連携をしながら」は削除ですね。

森山：そうです。「協力、連携しながら」という表現が重複しているので削除です。

金場：第2条の1号の市民の定義に関しては、事業者も含まれていることがあるので、逐条解説で詳しく説明します。まちづくりの意味についても同様に、逐条解説で説明します。

森山：負担についても、ここに聞かれている事と、具体的に何かを答えて下さい。

金場：協働という言葉が行政だけにあるという意見に関しては、1項を削除して繰り上げて、全部で3項までになるということによろしいでしょうか。

森山：どうでしょうか。パブリックコメントとは逆の話にしたのですよね。意見では、議会と市民にも、協働という言葉を入れたらどうかとのことだったのですが、回答は行政の協働を削除するということでしたね。第4条の基本理念で定義することで、全部の主体にかかっているとみなすということですね。

藤田：議会は選ばれた人で市民の代表なので、協働ではないです。

金場：最後の協働の推進と実践に関しては現行通りですね。

森山：これは、ワーキンググループから何か意見が出そうですね。

藤田：行政は協働に努めますと書いてあるので、協働しないといけないのでしょうか。市民の意見を的確に把握することは、この条例をつくった以上は、市民の意向を反映して、そのための説明をする必要もあります。この記述だけで十分に縛りませんか。

森山：協働によるまちづくりを推進しなくても良いという訳ではないのですよね。

小竹：これがある以上はそうですね。

森山：実際の現場が言っている協働ではない、例えば、創造性がなかったりとか、連携していなかったりするときに、条例に書いてあると言えないのですよね。

小松：要するに、市役所の職員は頑張っ欲しいということですね。

森山：できている人は、今の条例がないままでもやってくれると思うのです。

藤田：個人を評価して、組織の中ではかってもらうことであって、市民とは関係ないことではないでしょうか。

森山：市民の側から、協働のまちづくりを推進していないのではないかと言えなくなります。責務のところを書けなくなるのです。まちづくりの基本理念に合っていないということで通しますか。他は異論ないでしょうか。

小松：第1章は作る必要はあるのでしょうか。第1条しかないですが、総則の中に入れずに、第1章を作るのはどうでしょうか。

森山：バランスの問題ですね。

4. 閉会

森山：パブリックコメントの回答が出されるのは、11月の中旬以降だそうです。12月議会
は皆さんぜひ傍聴に行って、私たちのつくった条例が可決される瞬間を見届けて下さい。

金場：議会の日程は、12月3日からです。一般質問は、12月10日と11日です。ここに
条例に関する質問が出るとは限りません。12月19日が採決です。一般質問で条例に関
することが出れば傍聴して下さい。採決の瞬間は19日です。市長がこの条例について説
明をする日は、議会の開会日の12月3日からになります。

森山：できれば質問が出たほうが、市民にも知ってもらえるし、新聞にも掲載されやすいです
よね。それでは、神谷先生と、藤田会長から一言お願いします。

神谷：先ほど言った、まちづくりのときの言葉が私は好きなのですが、皆様方にはお金は払っ
ていませんが、遅い時間まで労力や知恵を出し、まちづくりに貢献していました。まち
づくりに終わりはないので、推進委員会も出来ることですし、お金や知恵や労力などを
継続的に出して、今後とも野々市のために、何らかの形で関わっていただけたら、私も
嬉しいです。ありがとうございました。

藤田：大変お世話になりました。形としては区切りをつけることができました。お忙しい中、
皆さんの時間と力をいただき感謝申し上げます。個人的な意見ですが、野々市はよそから
来た人の方が多く、その人たちがまちをつくっている感じがしますが、このまちに住んで、
このまちを愛する人が多くいることを忘れてはならないと思っています。地域の中で子供
たちが幸せに育つ価値のある地域であってほしいと思っています。今後とも皆さんは色々
な活躍をされると思うので、いつまでも頑張ってもらいたいと思います。林さんには本当に感
謝しています。森山さんの言う事だけに賛同してばかりではなく、勉強して提案をして問
題提起して下さる人がいたことで、私たちのような素人でも理解が進んだので、この場を
借りてお礼を申し上げます。森山さんにも遠い七尾から来ていただいて、お世話になりま
した。長くなりましたが、本当に皆様の幸せをお祈りしております。市民協働課の方も、
いつも前日に設定して、議事録を郵送してなど大変だったと思いますが、ここまでできま
したので感謝申し上げます。つたない会長役を努めさせていただきまして申し訳なかったと
思います。機会があれば祝杯をあげたいと思います。ありがとうございました。